

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 都市建設部
令和6年度4月～10月分 必要に応じて令和5年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和6年12月2日～令和7年1月27日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

バス停上屋等損壊弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は35,000円の減であるものの、令和6年10月末現在では1件、836,200円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 地方自治法施行令第159条第1項は、「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡又は概算払いをした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と規定し、同令第160条第1項は、「出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。」と規定している。

また、岐阜市会計規則第32条第1項は、「収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、歳入の所属年度及び歳入科目に誤りのないこと等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない。」と規定し、同規則第60条第1項は、「収入命令者は、現年度に係る歳入について当該年度の出納閉鎖日までに収入済みとならなかったものがあるときは、その調定額を翌年度に繰り越さなければならない。」と規定している。

しかしながら、雑入（令和5年度分の欠勤後退職に伴う給与の戻入）について、出納閉鎖後の令和6年6月1日に直ちに調定すべきところ、8月5日に至るまで調定していなかった。

イ 岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。

しかしながら、令和6年度土地区画整理事業補助金（鷺山中洙地区）について、令和6年9月3日に指令を発出しているが、令和6年11月25日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

今後は、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

（3）事故の防止について

令和5年5月15日、常磐公園内での除草作業中に飛び石が発生し、公園向かい側の民家の窓ガラスに対する物損事故が発生した。

刈払機、乗用除草機を使用して除草作業を行う場合は、公園管理作業マニュアルを遵守し、石などが周辺に飛散しないよう、パネル・シート・ネットを適切な位置に設置するなど、安全管理を徹底されたい。

[意見事項]

（1）退職内申に係る手続について

鉄道高架推進課のパートタイム会計年度任用職員について、令和6年3月1日（金）から3月31日（日）を任期として採用され、3月4日（月）に電話による退職の申出があったものの、書面による退職願が提出されなかった。

この場合の取扱いについて、職員の任免等に関することを所管する行政部人事課に確認したところ、市に特に定めがないため、人事院規則8-12第51条の「任命権者は、職員から書面をもって辞職の申出があったときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。」の規定を準用して取り扱うとのことであった。

そのため、任期途中の退職としての承認を行わず欠勤扱いとし、任期の満了

日である3月31日（日）をもっての退職として取り扱った。

また、3月分の報酬については、一旦、当該パートタイム会計年度任用職員に月額報酬全額（144,700円）を支払い、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条の規定による勤務1時間当たりの報酬額に当月における祝日法による休日等を除き勤務しなかった時間数を乗じた減額すべき報酬額（114,356円）から過控除雇用保険料（686円）を差し引いた額（113,670円）を、欠勤分として戻入する手続を行った。

しかしながら、退職の申出があった3月4日（月）以降、令和7年1月20日までに当該パートタイム会計年度任用職員へ架電64回、自宅訪問28回及び文書送付を4回にわたり行っているが接触できず、全額未収金となっている。

今後このような事案が発生しないよう、退職内申に係る手続について行政部人事課と検討されたい。